局・区と改革ＰＴの議論資料

局・部名	福祉局 弘済院
担当課名	経営企画担当

項目名	【整理番号 135、136、追加 6】　弘済院
局･区の考え方	〔試案〕 １　見直しの考え方 【病院】 ・今後、弘済院附属病院を含めた全体のあり方について、府市統合本部で議論【Ａ項目事業】 【養護老人ホーム・特別養護老人ホーム】 ・養護老人ホーム等については、施設の耐久性も考慮し、民間にできることは民間でという観点から見直しを行う ２　見直し内容・留意事項 【病院・特別養護老人ホーム】 ・病院については、市民利用が半数程度にとどまっている状況等を踏まえ、基礎自治体で単独所有する必要性が乏しいため廃止・民営化も含めて検討。特別養護老人ホームについても、病院と一体的に廃止・民営化を検討 【養護老人ホーム】 ・養護老人ホームについては、老朽化のため廃止 ３　実施時期 ・平成 25 年度（養護老人ホーム） ・平成 27 年度（特別養護老人ホームの指定管理期間終了） ４　留意事項 ・弘済院附属病院のあり方は府市統合本部の病院タスクフォースのなかで併せて検討対象 ・第２特別養護老人ホームは、認知症専門の介護機能の特性あり 〔局・区の考え方〕 【病院・第２特別養護老人ホーム】 ・一体的運営により、認知症の困難症例や合併症に対応している。 ・両施設のあり方について、運営形態も含めて府市統合本部で議論 ・今後の認知症高齢者に対する施策の中で、認知症専門医療・介護、地域ネットワークへの支援、人材育成、研修、啓発、研究等、弘済院が担っている機能をどう確保していくかの議論が必要である。 【養護老人ホーム】 ・22 年度から新規入所を停止し、既に廃止に向け転出先の確保に努めている。 ・現在の入所者の中には、心身障害者等、転所先の確保が容易でない入所者が多いため、25 年度廃止は不可能。当初予定の 29 年度末廃止を２年ほど前倒しできるよう、精一杯努力する。 【第１特別養護老人ホーム】 ・24 年 4 月から指定管理者による運営に移行 ・民営化の検討は可能。（但し、施設の譲渡額等の条件による） ・有償譲渡の場合、国庫補助の返還の必要が生じる。
参考データ等	